令和８年（フ）第４３８号
大分市敷戸北町14番４―202号
債務者　石井　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５６号
秋田県山本郡三種町浜田字堂前42番地３
債務者　田中　義洋
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５８号
秋田県能代市字寿域長根48番地93ドラゴンヴィレッジ２号
債務者　加賀谷　角
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第５９号
秋田県能代市字寿域長根48番地93ドラゴンヴィレッジ２号
債務者　加賀谷里香
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第２７号
長野県飯田市上郷黒田913番地３（シティハイツイハラ３号）、旧住所長野県飯田市上郷黒田922―４パールハイツ桜井２
債務者　椎名麻衣子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第４３号
長野県飯田市松尾城4224番地１（伊藤アパート２号）
債務者　秋元　直也
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第３７６６号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所兵庫県三田市八景町1006番地１　103号
債務者　細見　逸哲
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６２号
大阪市阿倍野区相生通２丁目７番５号　マミーハイツ306号、前住所大阪市阿倍野区共立通２丁目５番22―203号
債務者　布上　華香
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７７号
大阪市港区築港１丁目13番16―506号
債務者　竹縄　信昭
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０１０号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―814号
債務者　森本　誠
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１０９号
大阪市中央区東平２丁目２番６号　サンライズコーポ202号
債務者　梶原　靖史
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１３１号
大阪府大東市北条３丁目２番３号　305号
債務者　中井　秀哉
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１４１号
大阪府八尾市刑部２丁目146番地の１
債務者　吉田　美咲
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１９４号
大阪府東大阪市昭和町21番13号　ニューハイム　202号
債務者　中村　明子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２３５号
大阪府豊中市春日町２丁目２番13号
債務者　大西　恭男
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４２号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目４番13号　シティライフ帝塚山301号
債務者　藤本　淑子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８６号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目６番２―402号
債務者　辻本　泰行
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部